

第6回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日時：平成26年10月22日（水）13時～

場所：神戸市役所1号館14階 AV1会議室

（1）開会

（2）議事

○「条例制定及び意見募集結果について」

○「省令基準第10条第3項に規定する研修について」

・猶予期間は平成31年度までか。今の指導員も、これからの指導員も研修を受けるのか。

→平成32年3月31日までである。一つの支援の単位（40人）に放課後児童支援員を2人配置しないとイケない。ただし、1人を除いては補助員でもよい。補助員はこの研修は受けなくていい。放課後児童支援員の資格要件である。保育士や教員免許等といった資格要件にプラスして24時間の研修を受けていただくことになる。

・研修は、全員が受けられるだけの回数を確保していただきたい。さらに、実施日は土日も含めてやっていただきたい。指導員1人や2人のところは、平日に抜けることができない。補助員への研修についてはどうか。

→今回の研修は認定資格をとるためのものである。これとは別に今までと同じようにスキルアップのための研修を実施していきたいと思っている。

・平成31年度までに研修が修了できるかどうかについて、研修の回数のシミュレーションをしているのか。

→国も県も詳細はまだ決めておらず、現段階ではシミュレーションはできない。国の

ガイドライン（案）では、市町村や民間団体等に事業の一部を委託することができるとなっているが、本市への委託の話は聞いていない。5年間で研修が受けられるように要望も含め対応していきたい。

○「市のガイドライン改訂について」

- ・ガイドラインだけを見てわかるようにしていただきたい。条例や省令にはおおむね40人とあるが、ガイドラインを見ても、支援の単位が何人かわからない。他に従事する者の資格も、例外だけ書いても基本が何なのかかわからない。さらに、面積も最低基準の1.65㎡を踏まえて、1.98㎡や2.31㎡を目指すとした方がわかりやすい。
- 全部書くと、どこまでが最低基準で、どこからがガイドラインなのかわかりにくいという印象があった。後の比較表も含めてガイドラインであることから重なる部分の記載をしない形とした。しかし、どのように整理すべきか委員意見を聞きたい。
- ・支援の単位には、人数を入れるべきである。面積基準も1.65㎡を入れるべきである。
 - ・資格要件で都道府県知事が行う研修を修了するということは、大きな事柄なので、入れておくほうがよい。
 - ・事務局で検討したあとは会長に任せていただいてよいか。（了）
 - ・修正案を委員に配付し最終的に会長に相談するということがよいか。（了）
 - ・配置基準では、支援の単位ごとに1人を除き、補助員をもって代えることができると書いてあるが、支援員は複数いることが望ましい。ガイドラインでは、支援員の体制を厚くする方向で考えていただきたい。
 - ・補助員についても、将来的に支援員を目指すとしており、省令や条例よりも一歩進んだ形で書かれている。

- ・意見として申し上げておきたい。支援員が1人では休んだとき、責任ある体制がとれるのか、最低複数体制が必要である。
- ・配置基準では、前提として放課後児童支援員を置くことになっている。ただし、有資格者を全てそろえるのは非常に難しいという委員意見が以前にも出ていたことから、このような記載となった経緯がある。会長に相談させていただくということではよいか。（了）
- ・個々の施設の考え方で指導員をふやせば、解決できるのではないか。民間で厳しい状況で運営している場合は、この条文があることで救われる部分もある。全員有資格者となると運営が難しくなる。
- ・このガイドラインのとおり、充実した児童クラブが実施できるのかどうか。予算面ですごく大変なことになると思う。保護者は、安全安心に預かってもらえることを望まれている。優先順位があるので、年齢を引き上げることも大事なことはあるが、まずは過密解消や大規模な状況は子供たちが毎日ストレスを抱える状況になるため、そういったところに力を注いでいただきたい。また、防犯設備なども十分ではない。
- ・前のガイドラインには、「保護者が利用料の全部または一部を負担できない場合は、減額や免除の制度を設けるように努める」という文言があるが、これについても、必要ではないか。

民設では減免措置を自助努力でやっている。要望としては、市に補助をいただきたいと思っているが、利用者のことを考えると、制度を設ける努力義務が必要だと思う。

- ・どこかに載っているのか。

→公設ではすでに利用料をいただいております、減免制度もあるため、全て文言を落としている。ただし、省令の運営規程には、保護者負担額を書くことになっている。そのため、保護者負担に含まれる内容と運営規程で定めていない負担を求めると

きは、事前に保護者に説明することとしている。

- ・公設の減免制度が、今後も続くのであれば文言があるほうがわかりやすい。いつの間にかなくならないように。
- ・利用料のところに「減免や免除の制度等も含め」と括弧書きでうまくかけないか。
- ・運営規程の中に、はっきりと明記してはどうか。
- ・私どもの民間学童保育所では減免制度を設けていない。
- ・学童保育を利用する人に対して、減免制度を設けることは、子供の貧困対策と関連してくるのかもしれない。
- ・ガイドラインは公設も民設も運営者として望ましい、目指すべきところを示すものである。別書きで項目を設けてはどうか。
- ・学童に行けない方もいる。特に民設は利用料が高いから行けないという話がよくある。別項目がいい。
- ・「全部または一部を負担できない場合は減額や免除の制度を設けるように努める」の文面を活用してはどうか。
- ・その他配慮の必要な児童の受け入れについて、障害児の受け入れに準じてということとは大事なことだと思うが、スタッフをつけても費用が出てこない。
- ・ガイドラインとしては、学童保育をする者がこういう意識を持っていこうという意味では大事な文言だと思う。
- ・意識してやらなければいけないと思う。それはすごくよくわかる。
- ・いろいろ意見をいただき、こちらにらせていただく部分も生じてきたが、慎重に検討していきたいと思う。

(3) 委員意見

- ・ガイドラインが有効に機能していくことが望ましい。それには学校や保護者、関係者との連携は欠かせない。ただ、個々の施設で条件が全く異なるので、施設管理

者と十分協議するとか、望ましいという表現がなされている。これら様々なことを全て行うのはなかなか大変である。

より積極的な運用を図っていくためにも、財源的な問題を含め、実効性が確保できるような手立てを今後考えていただきたい。その中で我々も協力しながら、積極的に話をしていければうれしく思う。

- ・学童の実施場所について貸してくれるところがない。学校や公的な土地などの活用も、これまで以上に今後考えていただきたい。指導員は、研修を受けて認定資格をとることは、方向性として非常にいいと思う。実効性のあるものにしてほしい。そういう研修を受けた専門的な指導員が子供たちを見ることが安心感につながっていくと思う。そのためにも人材が確保できるように処遇改善をしないと、定着しない。指導員の処遇が非常に低いことが一番ネックである。財政措置も含めてお願いしたい。

- ・資格や質の問題は、日本の教育全体の問題だと思っており、学校や幼稚園・保育所の先生に加え、学童指導員の質をどうしていこうか切実な問題である。

現場に出る学生を見ているが、専門資格を持っていてもそのまま現場に出て大丈夫かなという学生もいる。20年先ぐらいを考えて、子どもたちをいかに大切に育てることができるのかであり、指導員の質という課題を抱えながら仕事をさせてもらっている。今後、ガイドラインを踏まえ現場も頑張っていかなければいけないと思っている。

- ・児童の育成支援のところは、まだ抽象的なので、実践の中でどうしていくかこれから問われてくる。お互い研修の場も必要であり、指導員も研鑽できる機会を、学び合える機会をつくって、支援員の質が上がっていくことをすごく期待している。実のあるものとしていただきたい。

- ・人にお金をかけていかないと子供たちはきちんとみていけない。良い人を採用して、この仕事を一つの仕事として一生やっていけるような人材の確保ができる仕組み

があれば一番いいと思う。

現場がありつつ、ガイドラインのとりまとめも、大変だったと思うが、理想を言えば、高学年や中学生などのことも含めてこれからどう考えていけばいいか改めて感じながら出席していた。

- ・子どもの目線に立って、時々振り返りながら進めていかないといけない。

また、新しく県の認定資格ができるが、研修の内容にどう関わられるのかと思う。支援員がたくさんいるのが基本である。支援員さんが多いところで仕事ができることが望ましい。

連携という言葉がたびたびでてくる。なかなか連携が進んでいないが、児童館も幼稚園や学校ともっと連携していけたらありがたい。

- ・一番、着目したのは、学童の対象が高学年に広がっていくことである。子どもを守るという観点だけでなく、学年が高くなっていくと、子どもが自立的にしていくということがでてくる。ケアされる段階からセルフケアしていく段階にどう子どもたちを育成していくかということが、今後はかなり大きい課題としてあがってくるのではないかと考えている。

学校でも、最近では教育の中に、各家庭の福祉的な側面まで含めた支援が必要になっており、教育の中に福祉の視点が入り込んできている。反対に、学童保育にも教育的な視点を取り込まれる。必要になる時代になったと感じている。大学側からすれば、教育と福祉が同時に支えられるような新しい支援の概念をもう少し追求していきたいと強く感じた。

ほとんどの自治体が省令どおりに終わるところが多い中で、神戸市は丁寧にガイドラインをつくっている先進的な取り組みだと思う。この伝統はずっと大事にしていていただきたい。

(4) 閉会

○こども企画育成部長挨拶

文言の訂正など残っているが、皆様から様々なご意見を頂き、目指すべき、望ましい方向性をガイドラインにまとめさせていただいた。ありがとうございます。これをどう運用していくのか、これからが一番大切である。そのためには今後も関係者や運営者の意見を聞きながら、子どもたちの視点に立って、考えていきたいと思っている。引き続きご協力をお願いしたい。